

児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、児童養護施設等におけるCAPプログラム実施を推進するため、児童養護施設等が行うCAPプログラムの実施に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「児童養護施設等」とは、次に掲げるものをいう。

一 埼玉県内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号。次号において「法」という。）

第41条の規定に基づいて設置された児童養護施設（さいたま市が所管するものを除く。）

二 埼玉県内に所在する法第43条の2の規定に基づいて設置された児童心理治療施設

2 この要綱において「CAPプログラム」とは、特定非営利活動法人CAPセンター・JAPANが提供する児童養護施設等を対象とするプログラムをいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

一 CAPプログラムの実施に当たり要した経費の半額とする。ただし、千円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

二 前号の額は8万円を上限とする。

(補助金の交付)

第4条 補助を受けようとする者は、様式第1号の申請書により行うものとする。

2 前項の規定による申請は、原則としてCAPプログラム実施の1か月前までに行うものとする。

(申請書の記載事項等)

第5条 規則第4条第1項第3号に規定する事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、様式第2号の通知書により行うものとする。

(交付の方法)

第7条 県は、規則第5条の規定により交付決定した補助金の額を概算払の方法により交付することができるものとする。

(状況報告)

第8条 補助金の交付を受けた児童養護施設等は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の規定による報告は、様式第3号の報告書により行うものとする。

2 前項の報告書には、CAPプログラム実施による効果の検証（様式任意）を添付しなければならない

ない。

3 第1項の報告書の提出期限は、CAPプログラムの終了後2か月を経過した日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(確定通知書の様式等)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第5号の通知書により行うものとする。

(書類の整備等)

第11条 この要綱により補助を受けた児童養護施設等は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

（あて名）

埼玉県知事

（申請者）

住 所

施 設 名

法 人 名

理事長名

児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額
- 2 契約金額
- 3 契約の相手方
- 4 実施予定日
- 5 実施対象の人数
- 6 実施計画

様式第2号（第6条関係）

児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業補助金交付決定通知書

こども 第 号
平成 年 月 日

様

埼玉県知事

平成 年 月 日付けで申請のありました児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業補助金につきましては、以下のとおり決定いたしましたので、通知します。

- 1 交付決定額
- 2 交付の方法
- 3 施設名

様式第3号（第9条関係）

児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業実施報告書

平成 年 月 日

（あて名）

埼玉県知事

（申請者）

住 所

施 設 名

法 人 名

理事長名

児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、事業が完了しましたので、報告します。

- 1 実施日
- 2 契約の相手方
- 3 契約金額
- 4 実施人数及び内訳
- 5 実施結果

様式第5号（第10条関係）

児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業補助金交付確定通知書

こども 第 号
平成 年 月 日

様

埼玉県知事

平成 年 月 日付けで報告のありました児童養護施設等におけるCAPプログラム実施事業補助金につきましては、以下のとおり額を確定いたしましたので、通知します。

- 1 交付確定額
- 2 施設名